

募集期間7/20まで延長!!

中野区が販路拡大を応援

1者あたり
最大 ¥145,600

第20回 中小企業による国内最大級のトレードショー

産業交流展2017

[会期] 2017年11月15日(水)・16日(木)・17日(金) [会場] 東京ビッグサイト

特別出展者 急募



出展小間料

(1者1小間最大¥75,600のところ)

中野区が
全額負担!

¥0

出展経費補助

(補助対象経費の2/3以内)

上限

¥70,000

展示会初心者も
安心のサポート!

販路拡大セミナーご招待

出展者紹介リーフレット作成

募集期間

6/28 現在残り[先着18者]

7月20日(木)
17時必着

7・9月

販路拡大セミナー

~10月

出展経費補助
交付申請・決定

11月

産業交流展2017

12月~

出展経費補助
実績報告・支払

応募方法

以下の書類を郵送又は持参してください

- 応募申込書(中野区ホームページからダウンロード)
- 履歴事項全部証明書の写し(発行日から3か月以内)
※ 個人の場合は直近の事業年度に係る税務署の受付印が押された所得税の確定申告書の写し
- 会社案内等(会社等の概要が分かる資料及び出展する製品や技術等のカタログ)

応募書類提出/問合せ

中野区 都市政策推進室 産業振興分野 重点産業振興担当

〒164-8501 中野区中野四丁目8番1号 中野区役所9階15番窓口

☎ 03-3228-8729

本募集は、ICT・コンテンツ関連産業又はライフサポート関連産業を営む中野区内の中小企業を主な対象としています。応募に当たっては、平成29年度中野区重点産業PR事業「産業交流展2017」特別出展者募集要領をご覧ください。



<http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/162000/d020885.html>

中野区ホームページをご覧ください >>>



平成29年度中野区重点産業PR事業「産業交流展2017」特別出展者募集要領

「産業交流展2017」(2017年11月15日(水)から同月17日(金)に東京ビッグサイトで開催)に出展を希望する、重点産業を営む中野区内の中小企業者等を30名募集します。

重点産業とは (以下のいずれかに該当すること)

ICT・コンテンツ関連産業	情報サービス業、映像・音声・文字情報制作業、広告業などの産業
ライフサポート関連産業	医療・介護・福祉・教育など様々な分野で暮らしを支える産業

対象事業者

「産業交流展2017」の出展対象及び出展分野に該当し、重点産業を営む中野区内の中小企業者等 (中小企業者又は中野区内で活動し中野区内に本部若しくは支部を有する産業団体) のうち、以下の要件を全て満たすものとします。

- ・中野区内に営業の本拠 (法人の場合は当該法人登記の事務所) があること
- ・中野区競争入札参加有資格者指名停止取扱要綱 (2010年中野区要綱第173号) 並びに国及び他の地方公共団体の競争入札参加資格の指名停止措置を受けていないこと
- ・政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) に定める政治団体でないこと
- ・宗教法人法 (昭和26年法律第126号) に定める宗教団体でないこと
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に掲げる暴力団又はその利益となる活動を行う団体でないこと

産業交流展の出展対象及び出展分野

本募集は「産業交流展2017」の出展対象及び出展分野に該当する事業者等が対象です。詳しくは、<http://www.sangyo-koryuten.tokyo/> をご覧ください。

(1) 産業交流展の出展対象

原則として、以下の条件を満たす中小企業者 (小規模企業者を含む)、事業協同組合・企業組合・その他の団体などが対象となります。ただし、①から③のいずれにも該当しない (みなし大企業でない) こと。なお、屋号を持つ個人は小規模企業者とみなします。

業種分類	中小企業者 (以下いずれかに該当)		うち、 小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、運輸業その他の業種 (以下の業種を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下	20人以下
ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	5人以下

※企業組合・協業組合は表中の各業種分類に準じて、それ以外の社団法人・財団法人・各種組合は従業員数20人以下を小規模の団体とみなします。

- ①一つの企業(中小企業以外の者)が発行済み株式総数又は出資総額の1/2以上を単独に所有又は出資している
- ②複数の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の2/3以上を所有又は出資している
- ③役員半数以上を大企業の役員又は職員が兼務している

(2) 産業交流展の出展分野 (以下のいずれかに該当すること)

- 【情報】: IT関連技術、情報通信サービス、ソフトウェア技術など
 【医療・福祉】: 医療機器産業・介護福祉機器産業、医療・福祉サービスなど
 【環境】: 環境関連サービス、環境分析関連装置など
 【機械・金属】: ロボット産業、作業工具、電子機器など
 【異業種・団体】: 原則として、出展内容が上記4分野に該当しないもの

応募方法

▶募集期間 (先着順に審査を行い、30者に達し次第、募集を締め切ります。)
2017年5月8日(月)から2017年7月20日(木)17時まで(必着)

- ▶提出書類(郵送又は持参) 提出された書類は返却いたしません
- ① 応募申込書(中野区ホームページからダウンロード)
 ※応募申込書別紙「出展者紹介リーフレット原稿フォーマット」を添付
 - ② 履歴事項全部証明書の写し(発行日から3か月以内)
 ※個人の場合は直近の事業年度に係る税務署の受付印が押された所得税の確定申告書の写し
 - ③ 会社案内等(会社等の概要が分かる資料及び出展する製品や技術等のカテゴリー)

▶提出・問合せ先(中野区担当)

中野区都市政策推進室産業振興分野重点産業振興担当(中野区役所9階15番窓口)
 〒164-8501 東京都中野区中野4-8-1 電話 03-3228-8729

※本事業により出展を希望する方は、産業交流展2017主催者に直接申し込まないでください。
 ※審査結果は7月中旬(予定)までに決定し、全応募者に通知します。

出展者特典 (自社製品又は技術のPRを応援します!)

- (1) 「産業交流展2017」出展小間料全額を中野区が負担
 (1小間 小規模企業者・団体 5,400円、その他の中小企業者・団体 75,600円)

1者1小間限定とします。各小間には、区内事業者であることをPRする共通装飾を施します。なお、応募書類提出後に出展を取り消した場合は、出展料相当額を「キャンセル料」として中野区へお支払い頂く場合があります。

- (2) 「産業交流展2017」出展経費(出展小間料を除く)を70,000円まで補助

▶補助金額の上限
 70,000円 (ただし補助対象経費の2/3以内の額(1,000円未満切り捨て))

▶補助対象経費
 補助対象期間内(交付決定日から2018年1月12日まで)に支出した以下の経費。
 ただし、実績報告の締切に遅延することは認められません。
 ・産業交流展2017で配布する広告宣伝用のチラシ等の作成又は印刷製本に要する経費
 ・出展小間料に含まれる標準装備以外の展示装飾及び付帯設備に要する経費
 ・展示物の搬入又は搬出の委託に要する経費(運輸業を営む者に委託した場合に限る)
 ※上記経費でも補助対象外経費となる場合があります。また、本補助金は、産業交流展会期後にご提出頂く実績報告の審査結果に基づきお支払いします。

- (3) 販路拡大セミナーへご招待 (2017年7月及び9月の全2回予定)

販路拡大に資する出展方法の紹介、産業交流展2017の出展小間位置抽選を行います。

- (4) 出展者紹介リーフレットを作成

出展者の製品や技術等のPR用リーフレットを中野区が作成します。

注意事項

- ・出展者は、本募集要領及び中野区重点産業PR事業補助金交付要綱のほか、中野区及び産業交流展主催者が示す出展規約及び注意事項等を遵守して頂きます。
- ・原則、応募者及び出展者は単独の中小企業者等とします。応募者及び出展者が2者以上の中小企業者等により構成される場合は、事前に中野区担当までご相談ください。
- ・産業交流展の出展分野は、応募申込書記載の希望分野以外となる場合があります。
- ・産業交流展会期中は、自社小間内に1名以上常駐してください。また、会期(3日間)の一部のみ出展することはできません。
- ・本事業は、出展者の支援業務の一部を民間事業者等に委託して実施します。本事業の運営のため、応募申込書の記載内容を委託事業者等に提供することがあります。
- ・本事業は、「東京都人づくり・人材確保支援事業」として実施するため、産業交流展会期前に従業者の処遇改善に関する計画書を、会期後にアンケートをご提出頂きます。
- ・中野区は、本事業の実施及び運営に当たり、天災その他やむを得ない事情及び中野区に起因しない事由により生じた出展者及びその関係者の損失又は損害について、一切の責任を負わないものとします。
- ・出展者は、中野区又は第三者に損害を及ぼした場合は、中野区の責任に帰する場合は、その賠償の責任を負うものとします。

詳しくは中野区ホームページへ ▶▶▶ <http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/162000/d020885.html>